

イノシシ棲み家撲滅特別対策事業実施要領

制定：平成30年3月30日付け農振第1871号

第1 事業の目的

本県における有害鳥獣による農作物被害は平成28年度に現在の調査方法で最高額を示し、特にイノシシによる農作物被害額は全体の半分以上を超え、農産地に与える影響は深刻を極めており、その対策は急務である。

そこで、林縁部の耕作放棄地は雑草・灌木等が繁茂し、イノシシの棲み家となっており被害防止にはこれを刈払うことが有効であることから、地域活動による耕作放棄地の刈払いを支援し、農村からイノシシを追い払うことで攻撃的防御を図り農作物被害の拡大・防止を目的としたイノシシ棲み家撲滅特別対策事業を実施する。

第2 事業の内容

この事業の事業種目は以下のとおりとし、その内容は別表1に掲げるとおりとする。

1 耕作放棄地等刈払い作業

第3 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、市町村有害鳥獣対策協議会、当該市町村有害鳥獣対策協議会の構成員、その他市町村長が認める団体とする。

第4 事業対象地域

この事業の対象地域は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「特措法」という。）に基づく被害防止計画を作成し、かつ、被害防止計画においてイノシシ対策に取り組む市町村とする。

第5 事業の実施

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（以下「実施計画」という。）（別記第1号様式）を作成し、市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は（1）により提出された実施計画、自らが事業実施主体の事業実施計画書及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、市町村実施計画（以下「市町村計画」という。）（別記第2号様式）を作成し、所管の農業事務所長に提出するものとする。
- (3) 農業事務所長は、市町村長から提出のあった市町村計画の内容を確認の上、農林水産部長あてに進達するものとする。
- (4) 農林水産部長は、市町村長から提出のあった市町村計画の内容を審査し適正と認められる場合は、これを承認するものとする。
- (5) 別表2で定める実施計画及び市町村計画の重要な変更は、上記の（1）

から（４）までの手続きに準じて行うものとする。

第6 事業の推進体制

事業実施主体は、県、市町村、市町村有害鳥獣対策協議会又は地域の関係機関と協力し、この事業を推進するものとする。

第7 事業の着手

- (1) 事業の着手は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業実施主体は、あらかじめ市町村長に適正な指導を受けた上で、その理由を具体的に明記したイノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金交付決定前着手届（別記様式第3号）を作成し、市町村長に提出するものとする。
- (2) 提出を受けた市町村長は、内容を精査の上、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金交付決定前着手届（別記様式第4号）により農業事務所長に提出するものとする。農業事務所長は、内容を確認の上、農林水産部長あてに進達するものとする

第8 実施状況の報告

- (1) 事業実施主体は、農林水産部長が指定する日までに当該対策の成果及び課題について、実施状況報告書（別記第5号様式）を市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は（1）により提出された実施状況報告書、自らが事業実施主体の実施状況報告書及び自らが事業実施主体となる事業の実施状況を踏まえ、市町村実施状況報告書（別記第6号様式）を作成し、所管の農業事務所長に提出するものとする。
- (3) 農業事務所長は、事業実施主体から提出のあった実施状況報告の内容を確認の上、農林水産部長あて1部進達するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成30年度から平成32年度までの予算に係る補助金について適用する。